第２節　納税充当金（未払法人税等）（A）

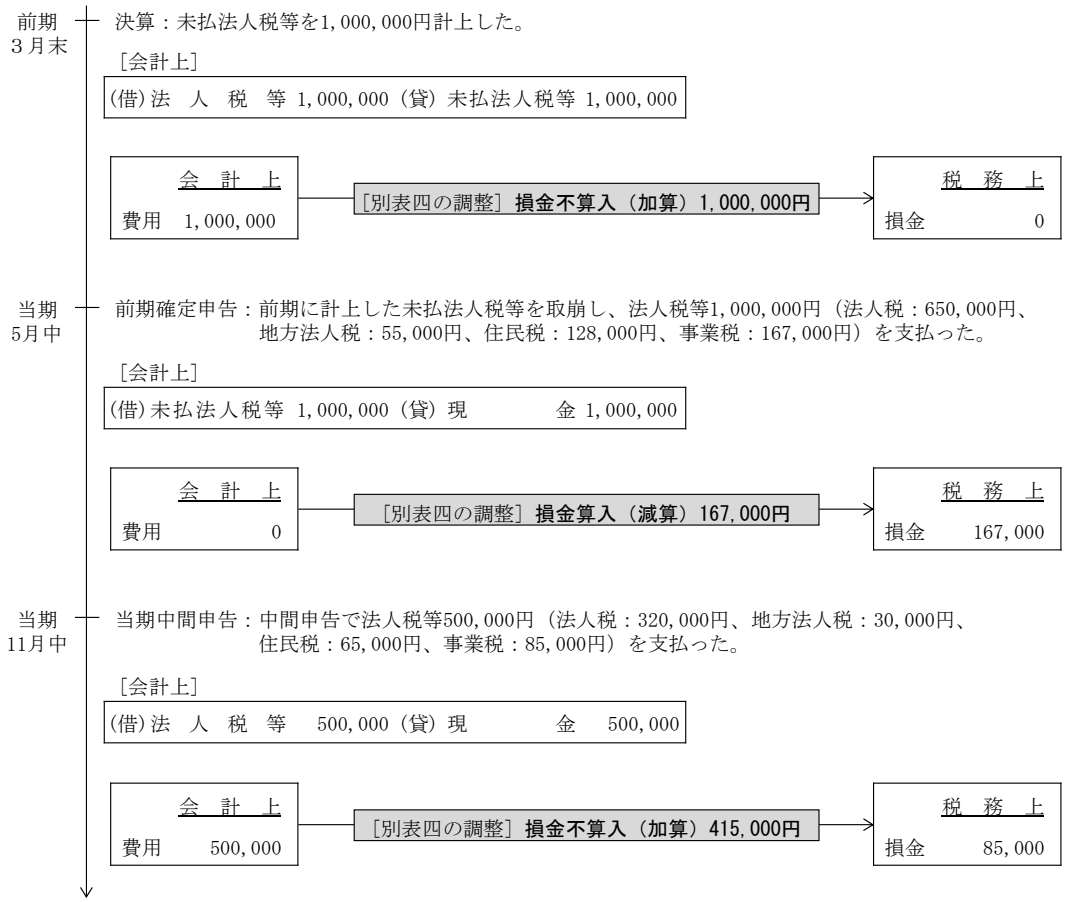
１．納税充当金（未払法人税等）

⑴　意義

「納税充当金」とは、法人税、住民税及び事業税を決算において見積計上するために用いる科目であり、企業会計上は、「未払法人税等」として計上される。

⑵　一般的なスケジュール

【ポイント】
会計上、どのような会計処理を行っていたとしても、**税務上は「損金算入される租税公課を損金算入時期に損金の額に算入するだけ」**である。



K.Tomita@CPA